

入所月	コード	JC	科目	定員	期間	訓練期間 (入所日～修了日)	申込受付	選考日	合格発表	訓練施設	所在地
4	33		機械CAD技術科	10名	6ヶ月	4/3～9/30	※追加募集	3/20	3/25	ポリテクセンター高知	高知市
	32		住宅CADリフォーム技術科	若干名			3/5～3/15				
	80	◎	(長) 介護福祉士養成科1(追加募集)	15名	2年	4/3～3/15	2/7～3/22	3/26	3/27	高知福祉専門学校	高知市
	80	◎	(長) 介護福祉士養成科2(追加募集)	13名	2年	4/9～3/15	2/6～3/22	3/20 3/26	3/28	平成福祉専門学校	高知市
	78	◎	(長) 美容科	15名	2年	4/8～3/31	2/7～3/13	3/18	3/22	高知理容美容専門学校	高知市
	79	◎	(長) 保育士養成科(追加募集)	15名	2年	4/3～3/15	2/7～3/22	3/26	3/27	高知福祉専門学校	高知市
	19		(求) ネイリスト養成科(女性限定コース)	15名	6ヶ月	4/18～10/17	3/1～3/20 3/22～3/28	4/3	4/8	ヴィーナズネイルビューティーカレッジ	高知市
	01		(求) ビジネスパソコン基礎科	15名	3ヶ月	4/18～7/17	3/1～3/20 3/22～3/28	4/3	4/8	アールスタッフ	高知市
5	19		(求) ビューティアロマ・メディカルハーブ科(女性限定コース)	15名	3ヶ月	5/15～8/14	3/20～4/9 4/10～4/16	4/22	4/25	アロマテラピースクールパス高知本校	高知市
6	30		(保) 介護労働講習(実務者研修を含む)	42名	6ヶ月	6/3～11/13	3/4～5/22	5/24	5/27	介護労働安定センター 高知支部	高知市
	33		★CADものづくりサポート科(女性コース)	15名	6ヶ月	6/4～11/29	4/9～5/7	5/13	5/17	ポリテクセンター高知	高知市
	33	◎	★電気設備技術科(企業実習付)	15名	7ヶ月	6/4～12/26					
	05		(求) ★利用者目線のスキルアップ 介護職員初任者研修科	15名	3ヶ月	6/11～9/10	4/17～5/14 5/15～5/21	5/27	5/30	みずほ介護スクール	高知市

- ・★印の科目は予定のため現在お渡しできる募集要項はありません。訓練日程や募集期間等委託施設の都合により予告なく変更となる場合がありますので事前にご確認ください。
- ・◎印の科目は訓練申し込みの際、訓練受講前キャリア・コンサルティングを受け、ジョブカードを作成していることが必要です。
- ・申込受付欄に上下段の期間がある場合、上段の一次募集の申込受付期間内で定員に達した場合、下段の二次募集は実施いたしませんので早めの申込みをお願いします。
- ・受講申込書は、原則として住居所を管轄するハローワークに提出してください。

記号	訓練種別	受講対象者・注意点など
(知)	知識等習得訓練	必要な知識・技術等の職業能力を付与するためのコース。
(若)	若年者職業訓練	入所日時点で40歳未満、45歳未満の方を対象(優先)としたコース。※年齢設定は訓練コースにより異なります。
(実)	知識実践習得コース	座学と企業実習がセットとなったコース。申込に際し、訓練受講前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成していることが必要。
(求)	求職者支援訓練	原則、雇用保険被保険者でない方、雇用保険を受給できない方が対象。申込みに際し、キャリアコンサルティングを受けることが必要。 上段の申込受付期間で定員に満たない場合、下段期間まで募集を延長します。
(保)		入所日時点で雇用保険受給資格がある方のみが対象。
(母)		母子家庭の母等に優先枠が設けられているコース
(長)	長期高度人材育成コース	入所日時点で概ね45歳未満の方(介護福祉士、保育士養成コースを除く)で定期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等を対象とするコース
(就)	若者就労準備訓練	大学、高等学校等の卒業年次及び卒業後3年以内の方を対象で挨拶等ビジネスマナーやコミュニケーション、パソコンスキルの習得等を行う。

◆雇用保険受給者の訓練延長給付について(訓練期間中の雇用保険給付措置)

所定給付日数	入所日の前日時点で必要な残日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	31日以上	1日以上
120日	41日以上	
150日	51日以上	31日以上
180日	61日以上	
210日	71日以上	
240日以上	所定給付日数-149日以上	

平成24年4月1日以降に離職の場合は、原則として訓練開始日が所定給付日数の2/3に相当する日数を受け終わる日以前に開始される場合が対象となります。
ただし、所定給付日数が240日以上の方は150日分の支給を受け終わる日以前に開始される場合が対象となります。
なお、雇用保険法第33条の離職理由に基づく給付制限を受けていない場合で、所定給付日数150日の方は120日分の支給を受け終わる日、所定給付日数90日・120日の方は支給を受け終わる日以前に訓練開始される場合が対象となります。



- ◆職業訓練受講についての相談は随時おこなっておりますので、できるだけ早期にハローワーク訓練窓口までご相談ください。
- ◆こちらの計画表や、各訓練科目の募集要項については、高知労働局のHPよりご覧になれます。右のQRコードもご利用ください。
【検索方法】…高知労働局→求職中の方へ→職業訓練のご案内(訓練計画表)→職業訓練コース一覧(募集要項)

